

●「在宅高齢者介護用品購入費助成事業」の実施について

1. 目的

この事業は、在宅高齢者の介護用品の購入費の一部を助成することにより、介護を必要とする者に対し経済的負担の軽減と在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする。

2. 助成対象者 介護用品購入時 及び 申請時に、①～④のすべてを満たす者

- ①65歳以上(又は第2号被保険者)
- ②要介護3以上
- ③住民税非課税世帯
- ④前年合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が148万円以下の者
- ⑤在宅生活者(GH、特定施設等の居住系を含む)

※ただし、次の者は対象外とする。

- ・介護保険3施設入所者(保険給付対象のため)
- ・医療入院者(介護サービスを利用していないため)
- ・生活保護受給者(一時扶助があるため)
- ・介護保険料滞納世帯に属する者

3. 助成対象品目

紙おむつ(パッドタイプ、パンツタイプ、テープタイプ、フラットタイプ)、使い捨て手袋、清拭用品、ドライシャンプー

4. 助成申請方法

申請書に、次の書類を添付して申請する。

- ・対象者に係る前年の収入がわかるもの(各年度初回のみ)
- ・5の対象月の間で購入した介護用品の領収書 (申請時まで要保管)

5. 助成申請期間

年3回の申請とする。

- ・1回目 8月(対象月：4月1日～7月31日分)
- ・2回目 12月(対象月：8月1日～11月30日分)
- ・3回目 翌年4月(対象月：12月1日～3月31日分)

6. 助成金額

5の各対象月の間で購入した介護用品の合計金額の9割を助成。ただし、各申請時における助成金額は24,000円を上限とする。(年間最高額72,000円)

7. 事業開始日

平成30年4月1日